

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市都市公園（内浜区域）
(2) 所在地	米子市西町133番地1外
(3) 構造	鉄筋コンクリート造平屋（管理事務所等） 木造平屋（東屋等）等
(4) 敷地面積	632,421平方メートル ア 街区公園 ・・・ 40箇所 74,300平方メートル イ 近隣公園等 ・・・ 8箇所 483,200平方メートル ウ 都市計画法に基づき設置された緑地 ・・・ 52箇所 51,550平方メートル エ 都市公園に類似する施設 ・・・ 9箇所 23,371平方メートル
(5) 建築面積	980平方メートル（区域内全建築施設合計）
(6) 主な施設内容	湊山公園管理事務所（35平方メートル）、湊山公園猿舎（253平方メートル）、駐車場、便所、東屋、藤棚、遊具 等
(7) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	人と自然が共生する都市環境の形成、うるおいのある景観づくり、市民のレクリエーション空間の提供、都市の安全性および防災性の確保等のため設置されている。
(8) 施設の現状	近隣公園等の大規模公園は、遠足、スポーツイベント、レクリエーションの拠点として、多くの市民や教育機関によって活用されている。また、街区公園や緑地等の小規模施設は、日常の遊び、集いといった、地域の憩いの場として、幅広く利用されている。
(9) 施設の運営状況（令和元年度）の概要	ア 利用許可件数 268件 イ 利用者数 95,723人 ウ 主な運営に係る企画 ・米子がいな祭等開催期間中の湊山公園内防犯パトロール ・米子つづじまつりにおけるつづじ苗木の無料配布 ・弓ヶ浜公園内のうちわ等の無料配布（こどもの日等） ・弓ヶ浜公園へのイルミネーション施設設置（年末年始） エ 管理運営費（支出額の合計） 122,388千円 ※ただし、外浜区域内施設の状況を含む。

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

- ・市が定める管理業務仕様書に基づき、適切に管理

イ 利用者の応接等

ウ 利用の促進

エ 非常時における初動対応

オ 運営に係る企画の実施

- ・企画の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、統括責任者1人、これを補佐する者1人を定めておく。

(4) 市が直接行う業務

ア 市長に専属的に付与された行政処分（公園施設の設置の許可など）

イ アに係る諸設備に係る経費の取扱に関する業務

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

イ 指定管理者は、市が実施する都市公園等における事業への協力

ウ 指定管理者は、原則、米子市都市公園（外浜区域）の指定管理者になれない